



農業委員会だより

編集・発行／八街市農業委員会 八街市八街ほ35番地29 ☎443-1483 (直通)



し上げます。
 昨年は、十一月に三年ぶりに「第四十五回八街市産業まつり」及び「農産物共進会」が盛大に開催されました。農産物の展示即売会など大好評で、明るいニュースとなりました。

最近の農業を取り巻く環境は、異常気象による大雨や有害鳥獣による作物被害に加え、ロシアのウクライナ侵攻情勢や急激な円安の影響による原油価格や肥料・資材の価格高騰に伴って、農業経営は大変厳しい状況が続いております。政府には、明るい希望をもって農業に取り組みめる環境整備や農業施策の実現を切に願うところであります。

さて、早いもので、本年七月には農業委員と農地利用最適化推進委員の任期が満了いたします。本市の農業を魅力あるものとし、次世代に繋げていくため、担い手への農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消など「農地利用の最適化」の実現、「人・農地プラン」の目標地図作成に向け、七月十九日の任期まで、全委員一丸となって、より一層の努力をして参る所存でございます。引き続き皆様方のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様方におかれましては、本年がよい良い年でありますことをご祈念申し上げます。新年のご挨拶いたします。



会長あいさつ

岩品 要助

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかな新年を迎えられましたこととお喜び申し上げます。また、日頃より本市の農業委員会活動に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

農業委員会ホームページを開設しています。

八街市のHP <https://www.city.yachimata.lg.jp>

トップページ≫組織でさがす≫農業委員会事務局よりご覧いただけます。どうぞご利用ください。

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します!!

現任委員の任期満了(令和5年7月19日)に伴い、『農業委員』及び『農地利用最適化推進委員』を募集します。



農業委員会
ホームページ

募集期間

令和5年1月18日(水)～2月16日(木) 午後5時まで(※郵送の場合は必着)

推薦・応募方法

推薦書(個人推薦用・団体推薦用)または応募書に必要事項を記入し、持参または郵送により、提出してください。

①持参先 農業委員会事務局(市役所 第3庁舎 2階)

②郵送先 〒289-1192 八街市八街ほ35番地29 八街市農業委員会事務局あて

※募集要項、推薦・応募用紙などは農業委員会窓口にて配布します。また、農業委員会ホームページからダウンロードもできます。

※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募することはできませんが、どちらか一方の委員にしかねられません。

応募資格

- ・八街市に住所を有する者(市内に農地を有する者、または市内において営農活動を行う者であるときはこの限りでない)
- ・市が設置する執行機関の委員(法令において兼職が禁止されている者)でない者など

《農業委員・農地利用最適化推進委員の概要》

	農業委員	農地利用最適化推進委員
定数	11人	18人
任期	令和5年7月20日～令和8年7月19日(3年間)	
主な業務	<ul style="list-style-type: none">○農業委員会総会での農地の権利設定・移転、転用に係る申請等の審議・決定及び現地調査○農地等の利用の最適化の推進(担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消の推進に向けた働きかけなど)○農地に関する調査、情報提供○研修会等への参加	<ul style="list-style-type: none">○農業委員会総会や研修会への出席○担当区域内での、農地の権利設定・移転、転用に関する調査や報告○農地等の利用の最適化の推進(担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消の推進に向けた働きかけなど) ※担当区域は、農業委員会ホームページに掲載しています。
身分	地方公務員法による非常勤特別職となり、業務には守秘義務が伴います。	

※詳細は、「農業委員会ホームページ」でご確認ください。

女性農業者の皆さん!! 農業委員になりませんか?



農業就業人口の約半数は女性農業者が活躍しています。

国は、第5次男女共同参画基本計画で、全農業委員に占める女性の割合について、令和7年までに3割をめざす目標を掲げています。

現在、八街市では既に2名の女性農業委員が活躍していますが、目標まであと一步のところです。女性ならではの見識やアイデア、多彩な意見が求められています。

より多くの女性農業者の方、ご応募をお待ちしております!!

インボイス制度(適格請求書等保存方式)が始まります!!

令和5年10月から、事業者が消費税の仕入税額控除を行うためには、原則として、仕入先からインボイス(適格請求書)を発行してもらい、保存しておく必要があります。

このインボイスは、税務署長の登録を受けた課税事業者のみが発行できます。

インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。



「インボイス制度」説明会

《インボイス制度に関するお問い合わせ先》

国税庁

軽減・インボイスコールセンター
フリーダイヤル 0120-205-553 (無料)
URL: <https://www.nta.go.jp/>
【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)



国税庁の「インボイス制度特設サイト」からは、お問い合わせの多いQ&A集、動画、税務相談チャットボットなどが利用できます。

※農林水産省ウェブサイトでは、農業者の皆様にご留意いただきたいポイントをまとめています。あわせてご利用ください。

農林水産省>>>「消費税のインボイス制度について」>>>
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/tyosei/inboisu.html>



全国農業新聞



～農業・農政の情報誌～
全国農業新聞を購読しましょう

- 毎週金曜日発行
- 購読料 1ヶ月 700円
- ※お申し込みは、農業委員・農地利用最適化推進委員
または農業委員会事務局へ

農業者年金に加入しませんか

農業者は広く加入できます
①年間農業従事60日以上
②国民年金第1号被保険者
③20歳以上60歳未満
(国民年金任意加入者は65歳まで)
であれば加入OK

少子高齢化に強い積立方式
自分で積み立てて、
将来、自分で受け取ります

保険料の額は範囲内で
自由に決められます
(月額2万~6万7千円)
※35歳未満で一定の要件を
満たす場合は月額1万円~

終身年金で
80歳まで保証付き!

一定の要件を満たす
農業者には保険料の
補助制度もあります

途中脱退や再加入も
できます

公的年金ならではの
税制上の大きな優遇措置
①支払った保険料は
全額社会保険料控除
②運用益も非課税
③将来、受け取る年金も
公的年金控除の
対象となります



☆農業者年金の受給額の試算

加入 年齢	納付 期間	保険料 納付総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	76万円	64万円	1,635万円	1,730万円
30歳	30年	720万円	50万円	43万円	1,085万円	1,148万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	642万円	680万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	286万円	303万円

※通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.30%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

☆保険料支払いによる節税効果(所得税・個人住民税・復興特別所得税)の目安

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 (年額24万)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

※保険料支払い分で控除される所得税+復興特別所得税+個人住民税の額の試算です。

農業者年金受給者の方へ — 現況届は毎年必ず提出しましょう! —

現況届は5月末日までにご自宅へ郵送されますので、氏名等をご記入のうえ(代理人でも可)、**6月30日までに農業委員会へ提出**してください。

現況届が提出されずに、農業者年金基金において受給者の確認ができないと、11月以降の年金の支払いが差し止められますので、ご注意ください。

※詳しくは、農業委員会事務局(☎443-1483)へお問い合わせください。